

事務事業名		地域密着型サービス施設整備費補助金事業		<input type="checkbox"/> 実施計画登載事業		<input type="checkbox"/> 総合戦略登載事業				
政策体系	政策名	安心が確保されたまちづくりの推進 012		事業期間		予算科目				
	施策名	高齢者支援の充実 12		年度～ 【計画期間】 年度～ 年度		会計	款	項	目	事業
	基本事業名	介護保険サービスの充実 015				01	03	01	03	71
根拠法令		介護保険法				事務事業区分				
所属	部課名	生活福祉部長寿社会課		A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(A～D以外)						
	課長名	金野 高之								
	係名	高齢者福祉係	電話	26-2943						
	担当者	佐々木晋一	内線	直通						
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) 県からの補助を受け、地域密着型サービス事業所を整備する。 業務の内容は、①県の補助金内示を受け施設を整備する社会福祉法人等に補助金事業内示、②施設を整備する社会福祉法人等から市への補助金交付申請書受付、③審査、④市から社会福祉法人等へ補助金交付決定、⑤県に補助金交付申請、⑥県の交付決定を受け社会福祉法人等へ補助金の支払、⑦県に実績報告 なお、介護保険事業計画に基づき、さまざまに長寿推進協議会の意見を踏まえ、施設整備に係る候補者を選考している。						全体計画(※期間限定複数年度のみ)				
						総 投 入 量 (千 円)	国庫支出金			
	都道府県支出金									
	地方債									
	その他									
	一般財源									
	事業費計 (A)	0								
	正規職員従事人数									
	延べ業務時間									
	人件費計 (B)	0								
	トータルコスト(A)+(B)	0								

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)

前年度実績(前年度に行った主な活動)

事業実施なし。

今年度計画(今年度に計画している主な活動)

地域密着型サービス施設を整備する社会福祉法人等に補助金の交付を行う。

② 対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等

施設整備費補助を希望する社会福祉法人等

③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)

社会福祉法人等のサービス施設整備等に係る経費を軽減する。

④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)

適切な施設整備が促進され、要介護者が住み慣れた地域で、その状態に応じた自立した生活をおくることができる。

(5) 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)

名称	単位
ア 様助金申請件数	件
イ	
ウ	

(6) 対象指標(対象の大きさを表す指標)

名称	単位
カ 施設整備費補助を希望する社会福祉法人等	法人
キ	
ク	
サ 施設整備により増える定員(登録)数	人
シ	
ス	

(2) 総事業費・指標等の推移

事業費 投入量	年度 単位	27年度(実績)		28年度(実績)		29年度(目標)		30年度(目標)		31年度(目標)		32年度(目標)	
		国庫支出金 千円	都道府県支出金 千円	30,000	37,589	30,000	37,589	0	0	0	0	0	0
財 源 内 訳	地方債	千円											
	その他	千円											
	一般財源	千円											
	事業費計 (A)	千円	30,000	0	37,589	0	0	0	0	0	0	0	0
人 件 費	正規職員従事人数	人	1		1								
	延べ業務時間	時間	24		50								
	人件費計 (B)	千円	96	0	200	0	0	0	0	0	0	0	0
	トータルコスト(A)+(B)	千円	30,096	0	37,789	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤活動指標	ア	件	0	—	1								
	イ												
	ウ												
⑥対象指標	カ	法人	1	—	1								
	キ												
	ク												
⑦成果指標	サ	人	0	—	9								
	シ												
	ス												

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

平成18年の介護保険制度改革に伴い、高齢者が住みなれた地域での生活を継続するために、身近な地域ごとに施設をつくり、地域の実情に合わせて市町村がサービスの拠点を整備する「地域密着型サービス」が導入され、市が作成する公的介護施設等の面的整備計画により、国が事業採択し交付する「地域介護・福祉空間整備交付金」が創設されたことによる。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定期と比べてどう変わったのか？

国が採択する「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」の一部が、平成21年度から26年度までの間、国の経済危機対策により岩手県基金を造成し、「介護サービス施設等整備臨時特例事業費補助金」として、介護基盤整備に対して補助を行うことされた。

現在は、県補助金へ移行した。

なお、機構改革により、平成27年4月1日から担当課の課名が保健介護センターから長寿社会課に改められた。(平成23年度までは保健福祉課)

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

以前は、特別養護老人ホーム等の整備に際し、事業費に対して一定割合で国・県・市で補助金を交付していたが、平成18年度の介護保険制度改革に伴い創設された本交付金は、事業費に関係なく施設種別毎の定額交付となつたが、事業主体の社会福祉法人等から市の上乗せ補助を要望されている。

2 評価の部(SEE) *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	① 政策体系との整合性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ⇒【理由】	地域密着型サービス施設の定員(登録者数)が増加することにより、介護を必要とする高齢者が住みなれた地域で自立した生活を継続することができるようになる。
	② 公共関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ⇒【理由】	市が策定する介護保険事業計画に基づいた施設整備であり、市が関与することは妥当である。
	③ 対象・意図の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である ⇒【理由】	県が定めた補助金交付要綱に基づく施設等を対象としており、適切である。
有効性評価	④ 成果の向上余地	<input type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】	成果を向上させるには、施設入所待機者の解消を図ることが必要になるが、急激な施設整備は市の財政圧迫、又は、介護保険料の増額を招くことになるため、介護保険事業計画に基づいた計画的な施設整備を行っている現状が最良と思われる。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	<input type="checkbox"/> 影響無 ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 影響有 ⇒【その内容】	廃止、又は、休止した場合、施設整備が停滞する可能性があり、介護を必要としている高齢者への影響が大きいと思われる。
効率性評価	⑥ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】	県から交付される補助金を財源に、同額を市補助金として事業主体である社会福祉法人等に交付しているため、事業費の削減余地はない。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】	市が策定する介護保険事業計画に基づいた施設整備に対し、交付金申請、補助金交付関係事務等の業務を行つており、人件費の削減余地はない。
公平性評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】	市が策定する介護保険事業計画に基づいた事業であり、3年毎に見直す介護保険事業計画策定期には住民の意見を広く聴取しており、事業者の選考にあたっては公募をし、ささえい長寿推進協議会において公平な選考を行つている。
	事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？			

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性

- ① 現状維持
 - ② 改革改善(縮小・統合含む)
 - ③ 終了・廃止・休止
- 

(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等

介護保険事業計画策定期に施設整備計画を吟味し、適正に事業を遂行していくことが必要である。

(2) 改革・改善による期待成果

左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる結果について該当欄に「●」を記入する。
(終了・廃止・休止の場合は記入不要)

		コスト			
		削減	維持	増加	
向上	成績維持				
		●		X	
低下		X		X	

4 課長等意見

(1) 今後の方向性

- ① 現状維持
- ② 改革改善(縮小・統合含む)
- ③ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

高齢者施設整備補助金の事務執行であり、法人からの申請をはじめ、補助決定まで適切な事務執行がなされている。老人福祉施設の建設に必要な事務であり、今後も法人等の意向を確認しながら実施する。